

第 13 次 神 奈 川 県 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 (案)

令和 4 年 4 月 1 日から

5年間

令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 5 年 4 月 1 日変更)

神奈川県

目次

はじめに	1
第1 計画の期間	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 指定に関する方針	1
(2) 指定区分ごとの方針	2
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	5
(1) 方針	5
(2) 特別保護地区の指定計画	5
(3) 特別保護地区の指定内訳	6
3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	6
4 休猟区の指定	6
5 鳥獣保護区の整備等	6
(1) 方針	6
(2) 整備計画	6
(3) 保全事業	7
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1 鳥獣の人工増殖	7
2 放鳥獣	7
(1) 方針	7
(2) 鳥類	7
(3) 哺乳類	7
(4) 外来鳥獣等	7
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	7
1 捕獲等許可基準の設定に当たっての共通事項	7
(1) 許可しない場合の基本的考え方	7
(2) 許可に当たっての条件の考え方	8
(3) わなの使用に当たっての許可基準	8
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	8
2 目的別の捕獲許可の基準	9
2-1 鳥獣の管理を目的とする場合	9
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	9
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	12
2-2 学術研究を目的とする場合	14
(1) 学術研究	14
(2) 標識調査（環境省足環装着）	14
2-3 鳥獣の保護を目的とする場合	15
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	15
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	15
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	15
2-4 その他特別の事由の場合	16
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	16
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	16
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	16
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	16
(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	16
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	17
3-1 捕獲許可した者への指導	17

(1) 捕獲物又は採取物の処理等	17
(2) 鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用の推奨	17
(3) 従事者の指揮監督	17
(4) 危険の予防	17
(5) 錯誤捕獲の防止	17
3-2 許可権限の市町村長への移譲	18
3-3 鳥類の飼養登録	18
3-4 販売禁止鳥獣等	18
(1) 許可の考え方	18
(2) 許可の条件	18
3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項	19
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項	19
1 特定猟具使用禁止区域の指定	19
(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区	19
(2) 静穏を保持するための地区	19
(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区	19
(4) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定内訳（本計画期間中の再指定箇所）	20
2 特定猟具使用制限区域	20
3 猟区	21
4 指定猟法禁止区域	21
(1) 指定の考え方	21
(2) 指定状況	21
第6 特定計画の作成に関する事項	21
1 特定計画の作成に関する方針	21
2 実施計画の作成に関する方針	22
第7 希少鳥獣及び外来鳥獣に関する事項	22
1 希少鳥獣	22
2 外来鳥獣	23
第8 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	23
1 基本方針	23
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	23
(1) 方針	23
(2) 鳥獣生息分布等調査	23
(3) 希少鳥獣等保護調査	23
(4) ガン・カモ類一斉調査	23
(5) 狩猟鳥獣生息状況調査	24
(6) 第二種特定鳥獣生息状況調査	24
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	24
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	24
(2) 捕獲等情報収集調査	25
第9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	25
1 鳥獣行政担当職員	25
(1) 方針	25
(2) 人員配置計画	25
(3) 研修計画	26
2 協議機関	26
3 鳥獣保護管理員	26
(1) 方針	26
(2) 配置計画	26
(3) 年間活動計画	26

4	鳥獣被害対策関係専門職員	27
5	保護及び管理の担い手の育成	27
	(1) 方針	27
	(2) 行政職員等の育成	27
	(3) 狩猟者の数の確保と育成	27
	(4) 民間の保護及び管理の担い手の育成	27
6	鳥獣の総合的な保護管理の実施体制	27
7	取締り	27
	(1) 方針	27
	(2) 年間計画	28
第10	その他	28
1	狩猟の適正管理	28
2	傷病鳥獣救護の基本的な対応	28
	(1) 傷病鳥獣救護の基本的な考え方	28
	(2) 救護体制	28
	(3) 油汚染事件発生時の救護体制	28
	(4) 救護個体の取扱い	28
	(5) 無用な保護の防止	28
	(6) NPOと協働した傷病鳥獣救護事業に携わるボランティアの育成及びボランティア・NPOと連携した救護体制	28
3	安易な餌付けの防止	29
4	感染症への対応	29
	(1) 高病原性鳥インフルエンザ	30
	(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)	30
	(3) その他感染症	30
5	普及啓発	31
	(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等	31
	(2) 猟犬の適切な管理	31
	(3) 法令の普及の徹底	31

参考資料

1	鳥獣保護区一覧	32
2	特別保護地区一覧	32
3	特定猟具使用禁止区域(従来の銃猟禁止区域)指定内訳	33
4	狩猟鳥獣 48 種	34
5	捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 39 種	34
6	鳥獣による被害状況	34
7	被害対策の取組状況	35
8	狩猟免許所持者の状況	35
9	希少鳥獣の状況	36
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び施行規則 (抜粋)	37

はじめに

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく法定計画で、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を推進していくために定める計画である。

本県には、丹沢大山や箱根などの山地や、三浦半島の丘陵、相模川の河岸段丘、鎌倉の樹林、秦野や伊勢原に広がる里山など多種多様な自然があり、多くの生き物が生息し、私たちに多くの恵みを与えており、県内に生息する鳥獣の保護を引き続き推進する必要がある。

その一方で、鳥獣による農業被害のほか、生活被害、人身被害、丹沢山地におけるニホンジカの高密度化による植生劣化などの生態系被害が継続しており、こうした鳥獣に関する被害対策の推進が求められている。

こうした状況の中で、本県では、多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣による被害等を防ぐことにより、人と鳥獣との適切な関係の構築を図ることができるよう、鳥獣の保護及び管理を図る観点から鳥獣保護区指定の方針、鳥獣の捕獲等の許可に関する方針、第二種特定鳥獣管理計画の作成方針等を示すとともに、こうした取組を支える鳥獣保護管理事業の実施体制等を示す鳥獣保護管理事業計画を定め、市町村とともに引き続き適切な保護及び管理を推進する。

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 指定に関する方針

本県は、狭い県土にもかかわらず、多くの種類の鳥獣が生息している。しかし、その一方で、都市化の進展など人間活動の活発化により鳥獣の生息地が失われてきたことから、鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、鳥獣保護管理事業計画に基づき必要な地域には積極的に鳥獣保護区を指定してきた。

鳥獣保護管理事業計画に基づく鳥獣保護区の指定状況は、第1次鳥獣保護事業計画終了時の昭和41年度末には、8箇所、27,003ヘクタールであったが、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時の令和3年度末では、102箇所、43,764.1ヘクタールと約1.6倍の面積に増加し、本県の鳥獣保護区が県土面積に占める割合は約18.1パーセントとなった。

本計画においては、次の指定区分ごとの方針により、鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は指定に努めることとし、市町村や農林水産業関係者、土地所有者等の理解と協力が得られるよう十分な調整を図る。

特に、鳥獣保護区に指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。また、鳥獣保護区に指定することにより鳥獣保護区の区域又はその周辺での鳥獣による農林水産業被害が顕著となっている地域については、地域の要望を踏まえ、他の鳥獣の生息環境の保全について十分考慮しながら、鳥獣保護区の指定区域の見直しを検討する。

(2) 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

イ 大規模生息地の保護区

国立公園や県立自然公園内で、猛禽類をはじめとする大型の鳥類や行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

ウ 集団渡来地の保護区

カモ類をはじめとする集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

エ 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、神奈川県レッドデータ生物調査報告書に絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類として掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。ただし、当該保護区を指定することにより、保護すべき鳥獣の存在が明らかになり、密猟等の危険を招くおそれがある場合には、他の指定区分での指定や他の鳥獣保護区の拡大により保護する。

オ 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について新たに生息地回廊の保護区を指定する。

カ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

		森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		希少鳥獣生息地		生息地回廊		身近な鳥獣生息地		計	
区分	年度	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
既設鳥獣保護区 (A)		7	2,068.9	2	28,137.4	4	3,337.0	2	282.0	0	0.0	87	9,938.8	102	43,764.1
本計画期間に指定する鳥獣保護区	4													0	0.0
	5													0	0.0
	6													0	0.0
	7													0	0.0
	8													0	0.0
計(B)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区	4													0	0.0
	5													0	0.0
	6													0	0.0
	7													0	0.0
	8													0	0.0
計(C)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区	4													0	0.0
	5													0	0.0
	6													0	0.0
	7													0	0.0
	8													0	0.0
計(D)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区	4													0	0.0
	5													0	0.0
	6													0	0.0
	7													0	0.0
	8													0	0.0
計(E)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画期間中の増減 *		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画終了時の鳥獣保護区 **		7	2,068.9	2	28,137.4	4	3,337.0	2	282.0	0	0.0	87	9,938.8	102	43,764.1

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

本県では社会経済状況の変化が著しいことから鳥獣保護区の指定期間を10年とする。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

該当なし

(エ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(オ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(カ) 身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考	
				異動前面積	異動面積	異動後面積				
4	森林鳥獣生息地	松茸山	期間更新	132.3		132.3	4.11.1～ 14.10.31			
		城ヶ島		170.0		170.0				
	集団渡来地	宮ヶ瀬湖		700.0		700.0				
		上郷		4.8		4.8				
		身近な鳥獣生息地		飯島	5.7					5.7
				下永谷	5.9					5.9
				泉の森	42.0					42.0
				新林公園・川名緑地	32.8					32.8
				あいかわ公園	89.2					89.2
計	9箇所		1,182.7	0.0	1,182.7					
5	森林鳥獣生息地	仏果山	期間更新	963.6		963.6	5.11.1～ 15.10.31			
		小倉山		381.0		381.0				
		仙洞寺		98.0		98.0				
		谷山		88.0		88.0				
		茨菰山		87.0		87.0				
	大規模生息地	丹沢大山		18,152.4		18,152.4				
	集団渡来地	丹沢湖		367.0		367.0				
	希少鳥獣生息地	酒匂川		185.0		185.0				
	身近な鳥獣生息地	円海山		530.0		530.0				
		名倉		450.0		450.0				
		峯市民の森		12.6		12.6				
		弘法山公園		20.1		20.1				
		立野緑地		9.0		9.0				
		足柄ふれあいの村		7.3		7.3				
小網代の森		65.1		65.1						
計	15箇所		21,416.1	0.0	21,416.1					
6	身近な鳥獣生息地	こどもの国	期間更新	315.0		315.0	6.11.1～ 16.10.31			
		木もれびの森		73.0		73.0				
		観音崎		200.0		200.0				
		生田緑地		179.3		179.3				
		小鮎愛護林		3.0		3.0				
		北足柄愛護林		6.5		6.5				
		鴨池公園		8.7		8.7				
		ウイトリッヒの森		3.2		3.2				
		まさかりが淵		6.5		6.5				
		飯山白山森林公園		33.3		33.3				
計	10箇所		828.5	0.0	828.5					
7	森林鳥獣生息地	二子山	期間更新	319.0		319.0	7.11.1～ 17.10.31			
	身近な鳥獣生息地	田浦大作		5.0		5.0				
		長屋門公園		3.5		3.5				
		道保川公園		50.2		50.2				
計	4箇所		377.7	0.0	377.7					
8	身近な鳥獣生息地	多摩川	期間更新	703.0		703.0	8.11.1～ 18.10.31			
		清水寺公園		124.0		124.0				
		三ツ池公園		29.0		29.0				
		吾妻山公園		11.3		11.3				
		計		4箇所		867.3				0.0
合計	42箇所		24,672.3	0.0	24,672.3					

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の生息環境を保全する上で、特に重要な地区と認められる場所について、特別保護地区の指定に努めることとする。

なお、本県における特別保護地区の指定状況は、昭和41年度末の2箇所、804ヘクタールから、令和3年度末には7箇所、4,336ヘクタールと約5.4倍に増加しており、これらのうち本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、原則として再指定を行う。また、再指定に当たっては、関係機関と十分な調整を図る。

(2) 特別保護地区の指定計画

区分・年度	大規模生息地		集団渡来地		希少鳥獣生息地		計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
既設特別保護地区(A)	2	4,184.0	4	133.0	1	19.0	7	4,336.0
本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む。)	4		2	79.0			2	79.0
	5	1,302.5	1	25.0			2	3,050.0
	6						0	0.0
	7						0	0.0
	8						0	0.0
計(B)	1	3,025.0	3	104.0	0	0.0	4	3,129.0
本計画期間に区域拡大する特別保護地区	4						0	0.0
	5						0	0.0
	6						0	0.0
	7						0	0.0
	8						0	0.0
計(C)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域縮小する特別保護地区	4						0	0.0
	5						0	0.0
	6						0	0.0
	7						0	0.0
	8						0	0.0
計(D)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定含む。)	4		2	79.0			2	79.0
	5	1,302.5	1	25.0			2	3,050.0
	6						0	0.0
	7						0	0.0
	8						0	0.0
計(E)	1	3,025.0	3	104.0	0	0.0	4	3,129.0
計画期間中の増減*	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画終了時の特別保護地区**	2	4,184.0	4	133.0	1	19.0	7	4,336.0

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
4	集団渡来地	城ヶ島	170.0	4.11.1～	9.0	4.11.1～	再指定
		宮ヶ瀬湖	700.0	14.10.31	70.0	14.10.31	再指定
5	大規模生息地	丹沢大山	18,152.4	5.11.1～	3,025.0	5.11.1～	再指定
	集団渡来地	丹沢湖	367.0	15.10.31	25.0	15.10.31	再指定
合計		4箇所	19,389.4		3,129.0		

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、イノシシの生息数増加による農作物及び生態系への被害が顕著な場合は、被害の軽減を図ることを目的として、狩猟による捕獲の推進を図るため、鳥獣保護区を一時的に縮小又は解除し、イノシシのみを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く）」への移行を必要に応じて検討する。

なお、当該区域はイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために指定するものとし、指定期間は、当該計画の終期までとする。

また、指定期間が満了する区域については、被害の状況を検証した上で、再指定又は鳥獣保護区に戻すことを検討するものとする。

4 休猟区の指定

狩猟による鳥獣の著しい減少は見られないので、休猟区は指定しない。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、標識等管理施設の整備を行う。標識等は、鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるように整備する。

また、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員は、必要に応じて、集団渡来地の保護区及び希少鳥獣生息地の保護区の巡視を強化する。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	全鳥獣保護区で制札、案内板等の設置、補修					

イ 調査、巡視等の計画

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	全鳥獣保護区102箇所	102箇所	102箇所	102箇所	102箇所
人 数	鳥獣保護管理員64人				
管理のための調査の実施	計画期間を通じて、鳥獣保護区の全箇所について、鳥獣保護管理員による鳥獣生息状況調査及び違法捕獲の取締りを行う。				

(3) 保全事業

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施を検討し、生息環境の改善に努める。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

県内養殖業者に対し、必要に応じて指導を行う。また、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、県内養殖業者に対し、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等の要請を検討する。

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥獣の増加を図るための放鳥獣については、第12次鳥獣保護管理事業計画に引き続き、県としては実施しない。なお、放鳥獣を実施しようとする者に対して、次のとおり指導する。

(2) 鳥類

- ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施し、放鳥効果の分析を行う。
- イ 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して行う。
- ウ 放鳥する鳥類が、生息地又は食物の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討する。
- エ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(3) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

(4) 外来鳥獣等

本来、我が国に生息地を有しておらず人為的に海外から導入された鳥獣、又は人為的に国内の他の地域から本県に導入された鳥獣（以下「外来鳥獣」という。）及び生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 捕獲等許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲等許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18

条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)のいずれも許可の対象者となることに留意する。

また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、架設した捕獲用具（銃器を除く。）の見回りの実施方法等について付す。

特に住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第一種特定鳥獣保護計画に基づく保護又は第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカの生息状況等を勘案して、意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

なお、とらばさみによる捕獲は、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから許可しない。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づき、同項に定める項目を記載するほか、許可証に記載された県知事名又は市町村長名を記載した標識を装着させる。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されてい

る場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。

2-1 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても許可する。

ア 許可対象者・従事者

(ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者（市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）。なお、法人以外で、次の a 又は b に該当するものは、それぞれの要件を満たすものとする。

また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、実施者の数がそれに必要な人数となるよう指導する。

a 法定猟法のうち銃器を使用する場合

- (a) 第一種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第一種銃猟又は第二種銃猟免許）を所持している者
- (b) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 67 条第 2 項第 1 号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者
- (c) 許可の申請日の属する年度又はその前年度において、銃器による狩猟者登録を受け出猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する者
- (d) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。

b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち銃器以外のものを使用する場合

網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。

なお、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する場合、周辺住民への安全性が確保されていると認められれば、免許を所持しない者についても捕獲を許可できることとする。

(イ) 従事者

法人の実施する有害鳥獣捕獲の従事者は、次の要件を満たす者とする。

a 法定猟法のうち銃器を使用する場合

- (a) 第一種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第一種銃猟又は第二種銃猟免許）を所持している者

- (b) 規則第 67 条第 2 項第 1 号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者
- (c) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。
- b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち銃器以外のものを使用する場合
 - 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、(a)、(b)又は(c)の要件に該当する場合は、その限りではない。
 - (a) ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。
 - (b) 次の条件 a' ~d' を全て満たしてツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕獲を行う場合には、狩猟免許を受けていない者も従事者とすることができる。
 - a' 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b' 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c' 当該免許を所持していない者が当該免許を所持している者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d' 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
 - (c) 森林管理署長等が、昭和 38 年 12 月 4 日付 38 林野造第 2047 号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、許可権者と協議を行い安全管理に十分留意した上で、国有林野及び官行造林地において、わなによるニホンジカ、イノシシの捕獲を行う場合。

イ 鳥獣の種類・数

- (7) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。
- (4) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則としてスズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバトとし、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ有害鳥獣捕獲の目的が達成できない場合に限る。
- (9) 有害鳥獣捕獲で捕獲する鳥獣の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。

ウ 期間

有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が発生している時期、又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期で、かつ 1 年以内の期間とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合、捕獲の期間は、安全かつ効果的にできる時期に限らないものとする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて必要かつ適切な区域とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障がないように配慮する。特に、集団渡来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必

要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、プリチャージ式空気銃をニホンザルに対して使用する場合、わなで捕獲された個体に使用する場合等、取り逃がす危険性のきわめて少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

カ その他

(ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣のうちニホンジカ及びニホンザルについての管理の目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」としての捕獲とする。ただし、ニホンジカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲する場合、又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲許可の対象とすることができる。

(イ) 被害防除対策との関係

原則として被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

(ウ) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点からは、被害を生じさせることがまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である鳥獣の有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防除対策を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、捕獲を許可する。

(エ) 予察捕獲

予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、次の鳥獣による被害発生予察表で示す鳥獣を対象とする。

予察捕獲を実施するに当たっては、当該年度に環境農政局緑政部自然環境保全課、各地域県政総合センター及び鳥獣捕獲許可権限の移譲を受けた市町村ごとに、予察捕獲のための捕獲許可基準を定め、被害の発生地域、時期等を明らかにすることにより、現地調査を省いて許可することができるものとする。

※ 予察捕獲

常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い加害性が認められ、被害発生のおそれがある場合に、事前に計画をたてて該当種を一定数捕獲すること。

鳥獣による被害発生予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
スズメ	稲、麦類、野菜、果樹	←											→			県央、湘南		
ハシブトガラス ハシボソガラス	稲、麦類、野菜、果樹	←														→	横三、県央、湘南、県西	
	生活被害、送電施設への営巣被害	←														→	県内全域	
ドバト	生活被害	←														→	県内全域	
ムクドリ	野菜、豆類、果樹				←											→	県央、湘南	
ヒヨドリ	稲、野菜、果樹	←														→	横浜、横三、県央、湘南、県西	
カワウ	養殖魚	←														→	相模川、酒匂川、多摩川、芦ノ湖	
イノシシ	稲、野菜、イモ類、豆類、雑穀、果樹、工芸農作物、飼料作物	←														→	横三、県央、湘南、県西	
ハクビシン	稲、野菜、イモ類、豆類、果樹、工芸農作物	←														→	県内全域	
	生活被害	←														→		
クリハラリス (タイワンリス)	野菜、イモ類、果樹	←														→	横浜、横三	
	生活被害、樹皮はぎ	←														→		
タヌキ	稲、野菜、イモ類、豆類、果樹、工芸農作物	←														→	川崎、横三、県央、湘南、県西	
ウサギ	野菜、豆類、果樹	←														→	横三、湘南	
アナグマ	野菜、イモ類、豆類、果樹、工芸農作物	←														→	県央、湘南、県西	

(注)被害発生地域の欄については、横浜、川崎、河川名以外は令和3年度における各地域県政総合センター管内の地域

(オ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、被害防止の目的であることを踏まえ、適切な期間で許可する。

あわせて、狩猟期間の前後に、捕獲行為自体が行われていないものと地域住民等が誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応させる。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準については、次のとおりとする。ただし、イノシシについては、「(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」に記載のとおりとする。

ア 許可対象者・従事者

(イ) 許可対象者

法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人

(イ) 従事者

次のa又はbに該当するものは、それぞれの要件を満たすものとする。

a 捕獲等に銃器を使用する場合

次の条件を全て満たす者

- (a) 第一種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第一種銃猟又は第二種銃猟免許）を所持している者
 - (b) 規則第 67 条第 2 項第 1 号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者
- b 捕獲等に網又はわなを使用する場合
- 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、(a)又は(b)の要件に該当する場合は、この限りではない。
- (a) ニホンザルをはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。
 - (b) 次の条件 a' ~d' を全て満たして捕獲を行う場合には、狩猟免許を受けていない者も従事者とすることができる。
 - a' 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b' 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c' 当該免許を所持していない者が当該免許を所持している者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d' 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であって、目標達成のために適切かつ合理的な数であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。

また、捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避ける。狩猟期間中及びその前後における許可については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的であることを踏まえ、適切な期間で許可する。

あわせて、狩猟期間の前後に、捕獲行為自体が行われていないものと地域住民等が誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

オ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）は認めない。

空気銃を使用した捕獲は、負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため認めない。

ただし、プリチャージ式空気銃をニホンザルに対して使用する場合、わなで捕獲された個体に使用する場合等、取り逃がす危険性のきわめて少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

2-2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

研究の目的及び内容が次のアからエまでのいずれにも該当するものであるほか、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画であること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	研究の目的を達成するために必要な種類及び数 ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数
期間	1年以内
区域	研究の目的を達成するために必要な区域とする。
方法	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 (ア) 禁止猟法ではないこと。 (イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
留意事項	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置については、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 (ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 (イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。

(2) 標識調査（環境省足環装着）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

許可対象者	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
鳥獣の種類・数	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

期間	1年以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	網、わな又は手捕りとする。
留意事項	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-3 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として、次の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数
期間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間
区域	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
方法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法
留意事項	

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として、次の許可基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数
期間	1年以内
区域	申請者の職務上必要と認められる区域
方法	禁止猟法は認めない。
留意事項	

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として、次の許可基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数
期間	1年以内
区域	必要と認められる区域
方法	禁止猟法は認めない。
留意事項	

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

なお、愛玩飼養を目的とする捕獲については、違法捕獲を助長するおそれもあることから、許可しないこととする。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

許可対象者	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	展示の目的を達成するために必要な種類及び数
期間	6か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	禁止猟法は認めない。
留意事項	

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

許可対象者	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
期間	6か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	網、わな又は手捕り
留意事項	

(3) 鵜飼漁業への利用の目的

許可対象者	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数
期間	6か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	手捕り
留意事項	

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

許可対象者	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
鳥獣の種類・数	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数
期間	30日以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
方法	禁止猟法は認めない。
留意事項	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取

等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うこととし、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、捕獲された個体（狩猟鳥獣を除く。）を生きのまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処置の方法が異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、一度捕獲されたものが、放鳥獣されることのないよう適切な対応に努める。

(2) 鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用の推奨

鉛中毒の危険性がない装弾の普及を図るため、捕獲を許可した者に対して、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用を推奨する。

(3) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(4) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等に周知するよう指導する。銃器を使用した捕獲等を行う場合は、許可権者が貸与する腕章を装着するよう指導する。また、法第9条第10項に基づき、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯させる。

(5) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等（捕獲を意図しない鳥獣種）の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、当該鳥獣の出没状況を確認しながら、わなの形状や餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。また、県は生息地域の情報提供に努める。

3-2 許可権限の市町村長への移譲

鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、狩猟鳥獣のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年7月発行）で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種（参考資料4参照）、河川の流域において一体的に捕獲が行われているカワウ、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く種並びにドバト、ウソ及びオナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。なお、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ及びニホンザルについては、原則として特定計画の計画期間中は移譲しない。

また、特定外来生物について、地域の生息状況に応じた捕獲を進めるため、生息が見られる市町村からの要望がある場合は、鳥獣の捕獲等許可の権限を移譲することとする。

3-3 鳥類の飼養登録

違法捕獲等による鳥類の無登録飼養をなくすため、次の点に留意して、飼養鳥類の適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体とその個体に装着した装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲については許可しないことから、第10次計画以前に捕獲許可及び飼養登録を行った個体に限り登録更新を行うこととする。
- (5) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、指定に当たっては、年度ごとに市町村等関係者の意見を聴いて指定する。また、本計画期間中に期間満了となる特定猟具使用禁止区域は、原則として再指定する。

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が発生した地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等（都市公園）、市街地、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他多数の者の集合する場所が相当程度の広がりをもって集中している地域、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(2) 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する区域（社寺境内、墓地）及びその周辺地域

(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(4) 特定猟具使用禁止区域(銃器)指定内訳(本計画期間中の再指定箇所)

年度	銃器を対象とした特定 猟具使用禁止区域名称	銃器を対象とした特定猟具 使用禁止区域指定所在地	指定面積(ha)	指定期間	備考
4	藤沢綾瀬	鳥獣保護区を除く藤沢市と綾瀬市の全域	9,018.2	04.11.1～ 14.10.31	
	東京カントリー倶楽部	秦野市の一部	140.9		
	伊勢原	伊勢原市の一部	1,971.7		
	川西	足柄上郡山北町の一部	3.0		
計 4箇所			11,133.8		
5	青根	相模原市の一部	29.8	05.11.1～ 15.10.31	
	寒川	高座郡寒川町の全域	1,342.0		
	中川	足柄上郡山北町の一部	3.0		
	内山	南足柄市の一部	36.1		
	平塚相模川	平塚市の一部	90.0		
	茅ヶ崎	茅ヶ崎市の全域	3,576.0		
	高尾	足柄上郡大井町の一部	9.0		
	萱沼・弥勒寺地区	足柄上郡松田町の一部	18.0		
	鳥屋	相模原市の一部	565.0		
	宮ヶ瀬	愛甲郡清川村の一部	2.4		
煤ヶ谷	愛甲郡清川村の一部	55.0			
計 11箇所			5,726.3		
6	真鶴半島	足柄下郡真鶴町の一部	220.0	06.11.1～ 16.10.31	
	酒匂川サイクリングコース	小田原市、南足柄市及び足柄上郡山北町、松田町、開成町、大井町の一部	210.1		
	大観山	足柄下郡湯河原町の一部	52.0		
	小田原湯本ゴルフ場	小田原市、足柄下郡箱根町の一部	64.0		
	谷峨	足柄上郡山北町の一部	91.0		
	震生湖	秦野市の一部	18.0		
	篠窪	足柄上郡大井町の一部	155.4		
	浅間山	小田原市、足柄上郡大井町の一部	20.0		
	青野原	相模原市の一部	141.7		
計 9箇所			972.2		
7	横浜	鳥獣保護区を除く横浜市全域	37,360.4	07.11.1～ 17.10.31	
	小田原城カントリー倶楽部	小田原市の一部	78.0		
	山北	足柄上郡山北町の一部	562.0		
	湯の沢	秦野市の一部	13.0		
計 4箇所			38,013.4		
8	中井	足柄上郡中井町の一部	1,756.0	08.11.1～ 18.10.31	
	チェックメイト	足柄上郡松田町の一部	219.0		
	湯河原	足柄下郡湯河原町の一部	842.7		
計 3箇所			2,817.7		
合計 31箇所			58,663.4		

2 特定猟具使用制限区域

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

今後、鳥獣の保護及び管理の手段として休猟区を指定した場合の休猟区解除後の区域など、狩猟

者の集中的入猟が予想される区域について、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じて特定猟具使用制限区域を指定する。

3 猟区

本県においては、都市化が進展し、鳥獣の生息環境が悪化すると同時に狩猟適地が減少したことから、猟区制による管理された狩猟により鳥獣の保護と狩猟の持続の両立を図ることが望ましいと考えられるので、既存の猟区（4箇所）については、猟区の適正な管理運営を図るよう指導する。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況など現状を把握し、分析・評価したうえで、必要に応じて関係機関等との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾を用いた銃猟以外の猟法についても、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

(2) 指定状況

指定区域名称	面積	指定期間	備考
酒匂川上流域鉛散弾規制地域	約 69.2ha	平成 25 年 11 月 1 日～ 令和 5 年 10 月 31 日	

第 6 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとし、本県においてはニホンジカ、ニホンザル及びイノシシを対象とする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

また、計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
第1次	平成14年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上
			ニホンザル	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第2次	平成18年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第3次	平成23年度 (平成27年5月29日に管理計画に変更)	適切な保護管理 (変更に伴い適切な管理に変更)	ニホンジカ	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第4次	平成28年度	適切な管理	ニホンジカ	平成29～令和4年度	県央、湘南、県西
			ニホンザル	平成29～令和4年度	県央、湘南、県西

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成30年度	適切な管理	イノシシ	平成30～令和4年度	神奈川県全域

(注) 対象区域は計画作成年度における各地域県政総合センター管内の地域

2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、神奈川県鳥獣総合対策協議会等において検討、協議をした上で年度の実施計画を作成する。その際、自然科学と社会科学の両面から検討できる体制の整備に努める。

第7 希少鳥獣及び外来鳥獣に関する事項

1 希少鳥獣

「環境省レッドリスト」及び「神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年7月発行）」にお

いて、絶滅危惧Ⅰ（A・B）類及びⅡ類に分類されている鳥獣については、保護管理上重要な生物として必要に応じて適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの生息状況等の把握や必要な対応に努める。

なお、ツキノワグマについては、本県における生息状況を踏まえ、人身被害を防止するとともに、原則として保護する方針で対応し、オオタカについては、適切な配慮を事業者等に求める方針で対応する。

2 外来鳥獣

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているアライグマ及びクリハラリス（タイワンリス）については、防除実施計画の取組を推進し根絶を目指す。

また、その他の外来鳥獣については、必要に応じて、個別の種ごとの調査等により生息状況、被害状況等の把握に努めるとともに、当該鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な捕獲を図る。

第8 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理を行うため、鳥獣の生態に関する基礎的な調査や法に基づく諸制度の運用状況調査を実施する。

調査は必要に応じ、研究機関、博物館、研究者等と連携して、実施する。なお、広域的な保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、鳥獣の適正な保護及び管理を進めるため、以下の調査を必要に応じ実施する。

(2) 鳥獣生息分布等調査

既存資料の活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、必要に応じて、鳥獣の種類、分布、出現時期、生態等を調査し、保護対策上重要な鳥獣について、鳥獣の生息分布図を作成する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

オオタカ及びクロサギについて、生息状況や生態等を調査する。また、必要に応じて、対象鳥獣以外の鳥獣についても調査を実施する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オオタカ	令和4～	観察法により個体数、営巣状況等を調査する。	県内全域	4～12月
クロサギ	令和8年度	観察法により個体数、営巣状況等を調査する。	県内全域（主に海岸）	4～9月

(4) ガン・カモ類一斉調査

ガン・カモ類の越冬状況を明らかにするため、毎年1月中旬に県内の全地域の渡来地について、個体数の一斉調査を行う。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
環境省が指定する県内の渡来地及び県が指定する地域	令和4～ 令和8年度	総数カウント法により生息数を調査する。	

(5) 狩猟鳥獣生息状況調査

狩猟による一定の捕獲数があるキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の状況の変化を把握する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
キジ・ヤマドリ	令和4～ 令和8年度	狩猟解禁日に、狩猟者に対し、キジ・ヤマドリの出会い数を聞き取り、調査を行う。	

(6) 第二種特定鳥獣生息状況調査

ア 調査の概要

ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、生息状況、生息環境、被害状況及び対策状況など管理事業に必要なモニタリングを行い、管理事業の実施及び効果検証等に活用する。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
ニホンジカ	平成29～ 令和4年度	生息状況調査：捕獲情報等による分布調査、区画法や糞塊法等による生息密度調査等を行う。 生息環境調査：植生保護柵の内外の林床植生の植被率等の植生の調査を定点で行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。	
ニホンザル		生息状況調査：地域個体群の群れ数、個体数、行動域、分派の有無等の調査を行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。 対策状況調査：群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握する。	
イノシシ	平成30～ 令和4年度	生息状況調査：捕獲情報等による生息メッシュの把握を行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の管理等を適正に行うため、指定、更新又は変更する鳥獣保護区については、その前年度に観察法による鳥獣の生息状況等の調査を行う。

調査年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鳥獣保護区名	<ul style="list-style-type: none"> ・仏果山 ・小倉山 ・仙洞寺 ・谷山 ・丹沢大山 ・茨菰山 ・円海山 ・名倉 ・峯市民の森 ・丹沢湖 ・弘法山公園 ・立野緑地 ・足柄ふれあいの村 ・酒匂川 ・小網代の森 [15箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの国 ・木もれびの森 ・観音崎 ・生田緑地 ・小鮎愛護林 ・北足柄愛護林 ・鴨池公園 ・ウイトリッヒの森 ・まさかりが淵 ・飯山白山森林公園 [10箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・二子山 ・田浦大作 ・長屋門公園 ・道保川公園 [4箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川 ・清水寺公園 ・三ツ池公園 ・吾妻山公園 [4箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・神武寺 ・真鶴半島 ・横浜市児童遊園地 ・21世紀の森 ・いこいの森 ・相模原 ・明治学院 ・舞岡公園 ・長浜公園 ・県立谷戸山公園 ・引地川沿い緑地 [11箇所]

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、出猟日数、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣・成獣の別、目撃数等の基本的な項目の報告を求めるほか、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

第9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業を実施するために必要な担当職員を、環境農政局緑政部自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部及び自然環境保全センターに配置する。

鳥獣の生態や鳥獣被害対策について専門知識を有する職員を配置し、広域的、専門的観点から地域や市町村が行う対策を支援するとともに、その専門的な知識を活かしながら、鳥獣保護管理に関わる県や市町村等の職員の人材育成を図る。

(2) 人員配置計画

区分	配置計画			事務分担
	専任	兼任	計	
本庁 環境農政局緑政部自然環境保全課 自然環境保全課平塚駐在事務所 (鳥獣被害対策支援センター)	行政需要等を検討し、配置する。			<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理事業全般 ・狩猟免許事務 ・狩猟者登録事務 ・外来鳥獣対策
出先機関 各地域県政総合センター環境部				<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策の技術的支援 ・外来鳥獣対策
各地域県政総合センター農政部				<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理事業の一部 ・狩猟免許更新講習の実施等 ・狩猟者登録事務 ・鳥獣被害調査 ・外来鳥獣対策
自然環境保全センター 自然保護公園部				<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農作物被害対策支援 ・野生生物に係る展示、研修、相談 ・野生生物に係る各種団体、ボランティア等との連絡調整 ・野生鳥獣の保護及び管理、調査 ・傷病鳥獣救護 ・外来鳥獣対策
農業技術センター 各地区事務所				<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害回避のための栽培技術の普及

(3) 研修計画

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
野生生物研修	国	5月	1回/年	全国	5人 (毎年1人)	鳥獣関係司法警察員及び野生生物保護業務を担当している職員の鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得させる。	経験 1年 以上
鳥獣保護管理研修	県	5月	1回/年	全県	500人 (毎年 約100人)	鳥獣保護管理事業の業務遂行に必要な関係法令、鳥獣の生態、傷病鳥獣の救護等基礎的知識を習得させる。 なお、鳥獣保護管理の課題に応じた専門的研修を必要に応じて随時行う。	
鳥獣被害対策研修	県	—	随時	全県	延べ150人 (毎年 約30人)	地域ぐるみの鳥獣被害対策の拡大に向けて、対策の中心となる人材を育成するため、地域の鳥獣被害対策の企画立案に関する事例研修等を実施する。	

2 協議機関

鳥獣の保護及び管理に当たり、県は学識経験者、関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会及びシカ、サル、外来生物等の専門部会を設置し、適正な鳥獣の保護及び管理、第二種特定鳥獣管理計画の内容、被害対策等について協議を行う。

また、各地域県政総合センターに地域鳥獣対策協議会を設置し、適正な鳥獣の保護及び管理、広域的な被害防除等の対策や被害に対して臨機応変に対応するための協議、連携を行うとともに、市町村は地域の身近な自治体として、住民の生活環境を守る観点から、市町村内に設置された組織において、地域ごとの対策について協議、連携を行う。

3 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理を円滑に進めるため、県の非常勤職員である鳥獣保護管理員を地域の特性に応じて配置する。

(2) 配置計画

基準設置 数 (A)	令和3年度末		新規増員年度計画					令和8年度末	
	人員(B)	充足率 (B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	人員(C)	充足率 (C/A)
64人	64人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	64人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区の管理	←												→	
狩猟に関する指導及び取締り	←												→	
鳥獣の保護・管理についての普及啓発	←												→	
鳥獣に関する調査	←												→	
鳥獣の管理に関する助言・指導	←												→	

4 鳥獣被害対策関係専門職員

県は鳥獣被害対策専門員等を配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供や技術的支援等を行い、地域における取組を支援する。

5 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣は自然を構成する大切な要素であることから、その保護や生息環境の保全が必要であるが、一方で、鳥獣による生活被害、農林業被害及び生態系に係る被害も発生しており、適切な保護及び管理が必要となっている。このような状況を踏まえ、個体数調整や被害防除対策、モニタリング等の保護及び管理を実施するための人材の育成・確保に努める。また、人材については、大学等の高等教育機関等と連携し、広く保護及び管理に関わる人材の育成・確保に努める。

(2) 行政職員等の育成

県は、行政職員や関係団体職員等を対象として野生鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施するほか、行政職員を対象として法や鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画に関する研修を行うなど、保護及び管理の担い手となる行政職員の育成に努める。また、鳥獣保護管理員を対象として、新たに任命する際、任期を更新する際に必要に応じて研修を実施し、資質の維持・向上に努める。

(3) 狩猟者の数の確保と育成

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、狩猟免許取得者の増加や鳥獣の管理の担い手確保に向けた対策に加え、技術の研鑽、向上のための取組を講じる。

(4) 民間の保護及び管理の担い手の育成

市町村等は鳥獣による被害が発生している地域等の住民を対象として、必要に応じて鳥獣の生態や被害対策に係る研修を開催するとともに、県は必要な支援を行う。

また、県は認定鳥獣捕獲等事業者への情報提供を行うなど、育成に努める。そして、近年増加する市街地への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

なお、市街地出没については、「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき対応する。

6 鳥獣の総合的な保護管理の実施体制

自然環境保全課、鳥獣被害対策支援センター、自然環境保全センター、各地域県政総合センターが他の県機関及び国、市町村、民間団体、大学・研究機関等と連携して、鳥獣の保護及び管理に係る事務事業、モニタリング、調査研究、普及啓発及び人材育成等を実施する。

鳥獣被害対策に当たっては、鳥獣被害対策支援センターが広域的・専門的な観点から市町村等に対する対策提案や技術的支援等を行うとともに、県の環境部門と農政部門が連携して地域の取組を支援する。

7 取締り

(1) 方針

取締りについては、違法捕獲等及び違法飼養の取締りを重点として、警察当局や市町村等との緊密な連絡を取りながら司法警察員、鳥獣保護管理員その他関係職員により行う。

(2) 年間計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲等及び違法飼養の取締り	←												→	
狩猟期間中における鳥獣保護区での違法捕獲等の取締り									←				→	
かすみ網の違法な使用、所持及び販売の取締り	←												→	
鳥獣の販売業者及び加工業者を対象とした取締り	←												→	

第10 その他

1 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度をきめ細かく適切に運用する。

2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣救護の基本的な考え方

本県は、都市的土地利用と多様な生物を抱える豊かな自然が近接しており、その中で傷病鳥獣が保護される事例が多く発生している。鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、生態系の維持に大きな役割を担っていることから、救護施設と県民が一体となって、傷病鳥獣の治療・リハビリテーション・野生復帰を目的とした傷病鳥獣救護を実施し、鳥獣の保護についての普及啓発を図る。

(2) 救護体制

傷病鳥獣救護の実施に当たっては、自然環境保全センターを中心に、県民、市町村、獣医師会、横浜市立野毛山・金沢・よこはま動物園、川崎市夢見ヶ崎動物公園、NPO、ボランティア等と連携して行う。

また、「傷病鳥獣保護連絡協議会」では、県内における傷病鳥獣の救護に関する諸問題の協議、関係諸機関との連絡調整を行う。

(3) 油汚染事件発生時の救護体制

油汚染事件等により、一時に多数の傷病鳥獣が発生したときの救護については、既設の救護施設のほか、一般開業獣医師等の協力を得て、迅速な対応を図る。

(4) 救護個体の取扱い

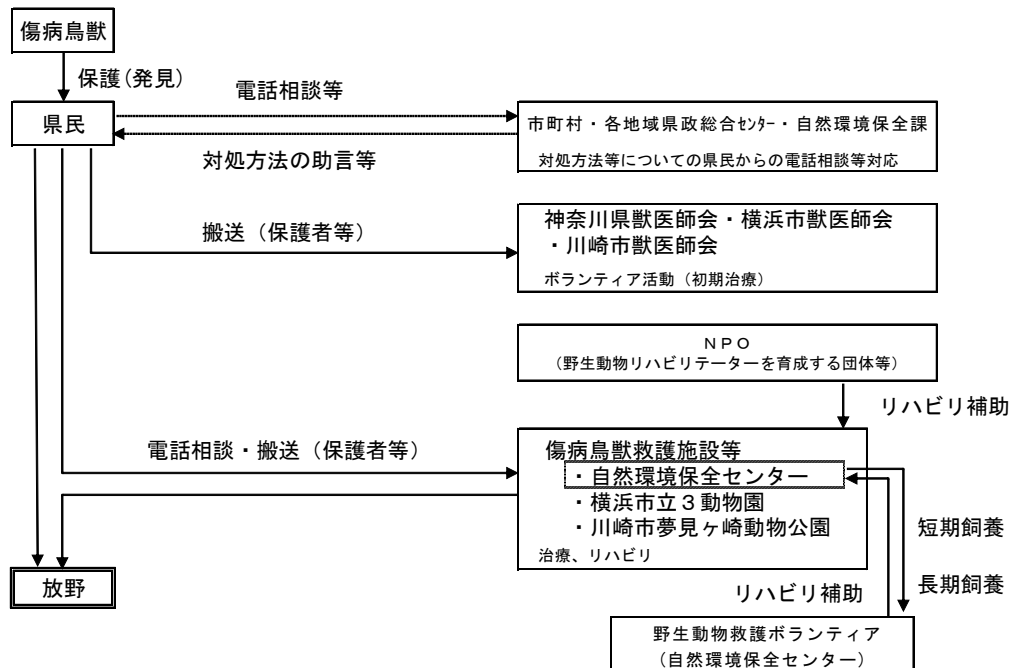
野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や野生復帰させることが著しい生態系への影響や農林水産業被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣等の取扱いについては、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

(5) 無用な保護の防止

巣立ち途中のひなの捕獲等、鳥獣の無用な保護の防止について、各種広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を図る。

(6) NPOと協働した傷病鳥獣救護事業に携わるボランティアの育成及びボランティア・NPOと連携した救護体制

傷病鳥獣救護事業の充実を図るため、NPO（野生動物救護ボランティア、野生動物リハビリテーターを育成する団体等）との協働等により、救護技術や知識を有するボランティアの育成を図るとともに、野生動物救護ボランティア及びNPO（野生動物リハビリテーターを育成する団体等）と連携した救護を行う。



神奈川県傷病鳥獣救護システムフロー図

※ 野生動物救護ボランティア：自然環境保全センター等を拠点に傷病鳥獣救護等を行うボランティア

※ 野生動物リハビリテーター：傷病鳥獣の救護技術や知識を有する者として県と協働した団体により育成・認定されたボランティア

※ 傷病鳥獣救護施設等は、関東地方環境事務所長（環境省）、県知事、市町村長から傷病鳥獣保護のための捕獲許可を得て、傷病鳥獣救護に当たる。なお、長期間の治療（飼養）を要する場合は、市町村に対して飼養登録の手続を行う。

3 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

そのため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。

普及啓発については、以下の点について留意して、推進する。

- (1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- (2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- (3) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、わなの誘引餌の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

4 感染症への対応

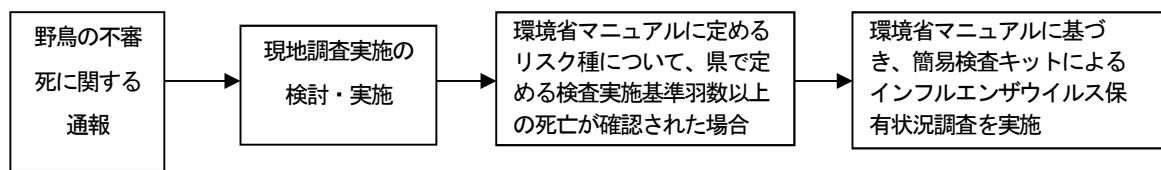
生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備する。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に基づき対応する。



※ 感染症以外の明らかに死亡要因と考えられる外傷がある場合等の対応は、本フローには含まれない。

鳥インフルエンザが疑われる場合の対応フロー図

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱 (CSF) 感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き (令和元年 12 月環境省・農林水産省公表)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、県内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感

染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等

鳥獣は、自然の大切な構成要素であり、保護が必要であるとともに、鳥獣による農林水産業被害や生活被害、生態系被害を防止し、人と鳥獣の適切な関係を築いていくために、捕獲も含めた管理が必要であることについて、市町村や関係団体等と連携して普及啓発を行う。

鳥獣の保護については、探鳥会や野生動物保護モデル校の指定などを行い、市町村、学校、関係団体等の協力のもと、普及啓発を図る。

鳥獣の管理については、第二種特定鳥獣（ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ）やアライグマをはじめとした外来鳥獣などに関する対策やその必要性等について、ホームページやリーフレット等により県民に情報提供するとともに、生物多様性の保全や野生鳥獣と人間の棲み分けに向けた野生鳥獣の適切な管理の必要性についての周知を図る。

(2) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、必要に応じて狩猟者団体と連携して、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(3) 法令の普及の徹底

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度、鳥獣飼養登録制度等、特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、その周知徹底を図るよう努める。

参考資料

1 鳥獣保護区一覧

令和4年3月31日現在

番号	名称(場所)	面積 (ha)	種類
1	城ヶ島 (三浦市)	170.0	渡
2	仏果山 (清川村)	963.6	森
3	こどもの国 (横浜市、川崎市)	315.0	身
4	小倉山 (相模原市)	381.0	森
5	仙洞寺 (相模原市)	98.0	森
6	谷山 (相模原市)	88.0	森
7	箱根 (箱根町、湯河原町、南足柄市)	9,985.0	大
8	丹沢大山 (東丹沢、西丹沢、大山地区)	18,152.4	大
9	津久井 (相模原市)	2,100.0	渡
10	茨菰山 (相模原市)	87.0	森
11	神武寺 (逗子市)	14.0	身
12	真鶴半島 (真鶴町)	97.0	希
13	江の島 (藤沢市)	120.0	身
14	鎌倉 (鎌倉市)	3,967.0	身
15	大楠山 (横須賀市)	827.0	身
16	高麗山 (平塚市、大磯町)	358.0	身
17	大雄山 (南足柄市)	102.0	身
18	木もれびの森 (相模原市)	73.0	身
19	富岡 (横浜市)	22.5	身
20	三溪園 (横浜市)	17.8	身
21	おおいそ学園愛護林 (大磯町)	15.0	身
22	浅野学園愛護林 (横浜市)	5.0	身
23	石垣山愛護林 (小田原市)	7.0	身
24	上郷 (横浜市)	4.8	身
25	飯島 (横浜市)	5.7	身
26	下永谷 (横浜市)	5.9	身
27	円海山 (横浜市)	530.0	身
28	名倉 (相模原市)	450.0	身
29	観音崎 (横須賀市)	200.0	身
30	生田緑地 (川崎市)	179.3	身
31	小鮎愛護林 (厚木市)	3.0	身
32	北足柄愛護林 (南足柄市)	6.5	身
33	多摩川 (川崎市)	703.0	身
34	清水寺公園 (海老名市)	124.0	身
35	根岸 (横浜市)	19.3	身
36	三ツ池公園 (横浜市)	29.0	身
37	峯市民の森 (横浜市)	12.6	身
38	横浜市児童遊園地 (横浜市)	13.0	身
39	緑ヶ丘・東高根 (川崎市)	67.0	身
40	三島社 (大井町)	1.0	身
41	了義寺 (大井町)	1.0	身
42	南足柄丸太の森 (南足柄市)	99.0	身
43	聖園愛護地区 (藤沢市)	24.0	身
44	等々力緑地 (川崎市)	56.0	身
45	夢見ヶ崎 (川崎市)	7.0	身
46	大明寺 (横須賀市)	2.9	身
47	久良岐 (横浜市)	23.1	身
48	こども自然公園 (横浜市)	45.0	身
49	大野山 (山北町)	103.3	身

※種類欄の区分

- 森 … 森林鳥獣生息地
- 大 … 大規模生息地
- 渡 … 集団渡来地
- 希 … 希少鳥獣生息地
- 身 … 身近な鳥獣生息地

番号	名称(場所)	面積 (ha)	種類
50	丹沢湖 (山北町)	367.0	渡
51	二子山 (逗子市、葉山町)	319.0	森
52	田浦大作 (横須賀市)	5.0	身
53	21世紀の森 (南足柄市)	126.0	身
54	いこいの森 (小田原市)	91.0	身
55	相模原 (相模原市)	39.0	身
56	明治学院 (横浜市)	20.0	身
57	みのげ (秦野市)	2.0	身
58	大磯城山 (大磯町)	7.0	身
59	小松ヶ池 (三浦市)	3.7	身
60	一色 (葉山町)	96.0	身
61	県立四季の森公園 (横浜市)	43.9	身
62	上和田野鳥の森 (大和市)	4.2	身
63	檜原 (愛川町)	17.2	身
64	八菅山 (愛川町)	22.6	身
65	大庭城址 (藤沢市)	15.2	身
66	泉の森 (大和市)	42.0	身
67	新林公園・川名緑地 (藤沢市)	32.8	身
68	弘法山公園 (秦野市)	20.1	身
69	立野緑地 (秦野市)	9.0	身
70	足柄ふれあいの村 (南足柄市)	7.3	身
71	鴨池公園 (横浜市)	8.7	身
72	ウイトリッヒの森 (横浜市)	3.2	身
73	まさかりが淵 (横浜市)	6.5	身
74	飯山白山森林公園 (厚木市)	33.3	身
75	長屋門公園 (横浜市)	3.5	身
76	道保川公園 (相模原市)	50.2	身
77	吾妻山公園 (二宮町)	11.3	身
78	舞岡公園 (横浜市)	30.6	身
79	長浜公園 (横浜市)	7.9	身
80	県立谷戸山公園 (座間市)	32.1	身
81	引地川沿い緑地 (藤沢市)	22.1	身
82	豊顕寺市民の森 (横浜市)	2.3	身
83	称名寺市民の森 (横浜市)	9.5	身
84	相模川・八瀬川沿い緑地 (相模原市)	52.5	身
85	境川沿い緑地 (藤沢市)	14.6	身
86	県立秦野戸川公園 (秦野市)	50.7	身
87	星ヶ山公園 (湯河原町)	73.0	身
88	暮山公園 (湯河原町)	96.0	身
89	城山公園 (湯河原町)	57.0	身
90	綱島市民の森 (横浜市)	6.0	身
91	熊野神社市民の森 (横浜市)	5.2	身
92	城南緑地 (藤沢市)	4.8	身
93	南本宿市民の森 (横浜市)	6.3	身
94	獅子ヶ谷市民の森 (横浜市)	18.6	身
95	少年の森 (藤沢市)	9.3	身
96	小机城址市民の森 (横浜市)	4.6	身
97	あいかわ公園 (愛川町)	89.2	身
98	宮ヶ瀬湖 (相模原市、愛川町及び清川村)	700.0	渡
99	松茸山 (相模原市)	132.3	森
100	酒匂川 (小田原市)	185.0	希
101	鴨居原市民の森 (横浜市)	2.0	身
102	小網代の森 (三浦市)	65.1	身
合計 102箇所		43,764.1	

2 特別保護地区一覧

令和4年3月31日現在

番号	名称(場所)	面積 (ha)	種類
1	丹沢大山 (東丹沢・西丹沢地区)	3,025.0	大
2	津久井 (甲州街道下湖面の一部)	29.0	渡
3	真鶴半島 (同半島赤壁)	19.0	希
4	箱根 (芦ノ湖と自然公園特別地区)	1,159.0	大
5	城ヶ島 (島の一部と周辺海域)	9.0	渡
6	丹沢湖 (湖面の一部)	25.0	渡
7	宮ヶ瀬湖 (湖面の一部)	70.0	渡
合計 7箇所		4,336.0	

3 特定猟具使用禁止区域（従来の銃猟禁止区域）指定内訳

令和4年3月31日現在

番号	名称（場所）	面積(ha)	番号	名称（場所）	面積(ha)
1	真鶴半島（真鶴町）	220.0	37	小田原（小田原市）	5,854.3
2	向原（山北町）	3.0	38	小田原湯本ゴルフ場（小田原市、箱根町）	64.0
3	中沢原（相模原市）	3.0	39	厚木（厚木市）	6,841.6
4	青根（相模原市）	29.8	40	谷峨（山北町）	91.0
5	弘法山（秦野市、伊勢原市）	1,120.9	41	震生湖（秦野市）	18.0
6	横浜（横浜市）	37,360.4	42	チェックメイト（松田町）	219.0
7	寒川（寒川町）	1,342.0	43	二宮（二宮町）	647.4
8	長竹（相模原市）	15.0	44	共和（山北町）	42.0
9	生沢・一色（大磯町、二宮町）	540.0	45	半原田代（愛川町）	281.8
10	土屋（平塚市）	742.4	46	南足柄（南足柄市）	1,714.0
11	中川（山北町）	3.0	47	金目川（平塚市）	110.0
12	藤沢綾瀬（藤沢市、綾瀬市）	9,018.2	48	松田（松田町）	276.0
13	東京カントリー倶楽部（秦野市）	140.9	49	山北（山北町）	562.0
14	中井（中井町）	1,756.0	50	開成（開成町）	559.2
15	相模川河口（平塚市）	174.5	51	湘南国際村（横須賀市）	306.6
16	内山（南足柄市）	36.1	52	寸沢嵐（相模原市）	518.0
17	伊勢原（伊勢原市）	1,971.7	53	萱沼・弥勒寺地区（松田町）	18.0
18	平塚相模川（平塚市）	90.0	54	篠窪（大井町）	155.4
19	酒匂川サイクリングコース（南足柄市）	210.1	55	湯河原（湯河原町）	842.7
20	大和（大和市）	2,660.0	56	浅間山（小田原市、大井町）	20.0
21	川崎（川崎市）	12,623.0	57	青野原（相模原市）	141.7
22	東京湾岸（横浜市、川崎市、横須賀市）	16,131.4	58	湯の沢（秦野市）	13.0
23	三崎（三浦市）	470.0	59	中津川（厚木市、愛川町）	30.7
24	相模原・城山（相模原市）	9,816.3	60	大井・山田（大井町）	722.3
25	海老名（海老名市）	2,535.0	61	松本上（中井町）	35.7
26	秦野（秦野市）	3,418.5	62	立花学園大井総合グラウンド（大井町）	10.0
27	小田原城カントリー倶楽部（小田原市）	78.0	63	平塚北部（平塚市）	534.4
28	川西（山北町）	3.0	64	中津川塩川滝（愛川町）	106.6
29	茅ヶ崎（茅ヶ崎市）	3,576.0	65	大磯運動公園（大磯町）	11.7
30	高尾（大井町）	9.0	66	大島・大神（平塚市）	220.4
31	三浦半島（横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町）	10,382.0	67	中井・鴨沢（中井町）	75.0
32	大観山（湯河原町）	52.0	68	大井・赤田（大井町）	27.0
33	座間（座間市）	1,724.9	69	伊勢原市総合運動公園（伊勢原市）	128.0
34	愛川（愛川町）	704.0	70	鳥屋（相模原市）	565.0
35	又野（相模原市）	86.0	71	万台こゆるぎの森（大磯町）	8.8
36	平塚大磯（平塚市、大磯町）	4,230.4	72	宮ヶ瀬（清川村）	2.4
			73	煤ヶ谷（清川村）	55.0
				合計 73箇所	145,105.2

4 狩猟鳥獣

令和5年4月現在

区分	狩猟鳥獣の種類
鳥類	カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、 <u>ニュウナイスズメ</u> 、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類	タヌキ、 <u>キツネ</u> 、 <u>ノイヌ</u> 、 <u>ノネコ</u> 、テン(亜種ツシマテンを除く)、 <u>イタチ</u> (オスに限る。)、 <u>シベリアイタチ</u> 、 <u>ミンク</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ヒグマ</u> (*)、 <u>ツキノワグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>タイワンリス</u> 、 <u>シマリス</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ユキウサギ</u> (*)、 <u>ノウサギ</u>

注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種

注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種

注3 網掛けは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成27年3月環境省及び農林水産省公表)及び中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会資料に掲載されている外来鳥獣(ただし、キジはコウライキジを、シマリスとシベリアイタチは本州分布のものを指す)

5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣

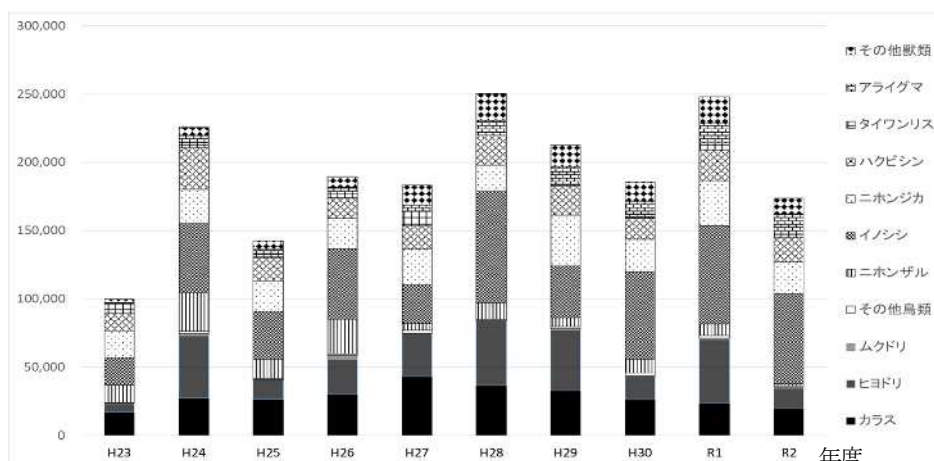
令和5年4月現在

区分	鳥獣の種類
鳥類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ
獣類	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ

6 鳥獣による被害状況

令和2年度の農業被害額は1億7,374万円で、過去5年間は約1億7千万円から2億5千万円程度で推移している。鳥類ではカラス、ヒヨドリ、獣類ではイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマによる被害が多い。

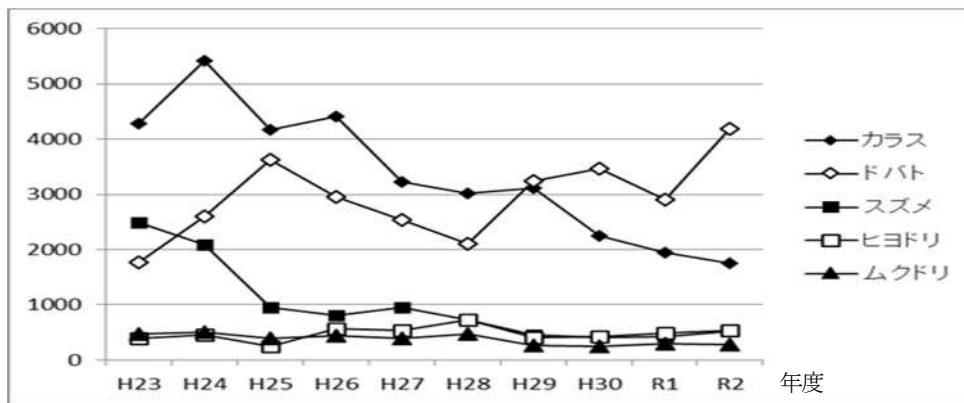
また、ニホンザルによる人身被害、アライグマやハクビシンによる家屋侵入などの生活被害、丹沢山地ではニホンジカの高密度化により植生劣化が見られるなどの生態系被害が発生している。



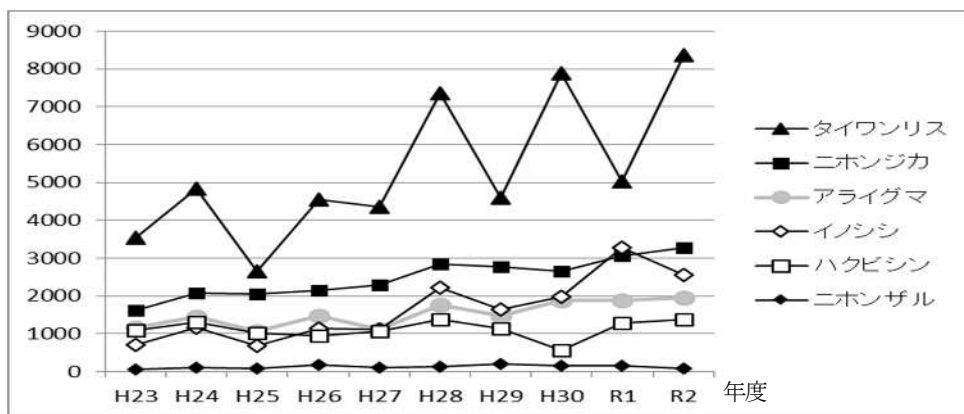
農林業被害額の推移

7 被害対策の取組状況

鳥獣による農業被害・生活被害対策については、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲や追い払い、防護柵の設置、誘引要因の除去などを適切に組み合わせて実施することが効果的であることから、県としては、市町村が行う捕獲や防護柵の設置に対して財政的な支援を行うとともに、かながわ鳥獣被害対策支援センターにより技術的な支援を行うほか、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において、管内市町村や関係団体等と各地域の実情に応じた被害対策の検討・協議を行っている。また、県は、丹沢山地の植生劣化が見られる地域で植生回復のためのニホンジカの管理捕獲等を行っている。



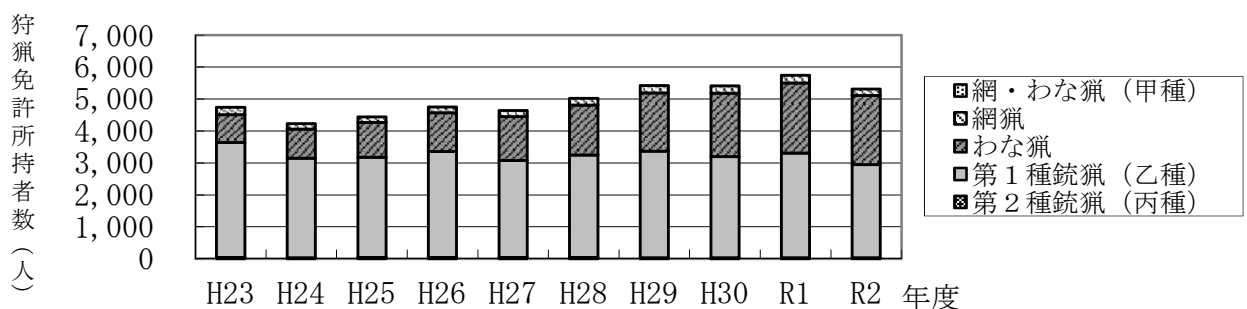
有害鳥獣捕獲数の推移 (鳥類)



有害鳥獣捕獲数の推移 (獣類)

8 狩猟免許所持者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、平成 21 年度以降、増減を繰り返しつつ一定の水準を維持しているものの、狩猟免許所持者の高齢化の進行により、将来、ニホンジカの個体数調整等管理のための捕獲の担い手が不足することが懸念される。



※平成 19 年度から網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に区分された。

狩猟免許所持者数の推移

9 希少鳥獣の状況

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006（平成 18 年 7 月発行）」では、県内に生息する鳥獣のうち、絶滅危惧Ⅰ類はツキノワグマ等 32 種、絶滅危惧Ⅱ類は 47 種となっている。

絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類

絶滅危惧Ⅰ類

(哺乳類)

和名	目名
キクガシラコウモリ	翼手目
コテングコウモリ	翼手目
スナメリ	クジラ目
チチブコウモリ	翼手目
ツキノワグマ	食肉目
テングコウモリ	翼手目
ヒメヒミズ	食虫目
モリアブラコウモリ	翼手目

(鳥類)

和名	目名
アカモズ	スズメ目
オオアカゲラ	キツツキ目
オオコノハズク	フクロウ目
クロジ	スズメ目
コアジサシ	チドリ目
コサメビタキ	スズメ目
コノハズク	フクロウ目
コマドリ	スズメ目
コミミズク	フクロウ目
コヨシキリ	スズメ目
サシバ	タカ目
タマシギ	チドリ目
ダイシャクシギ	チドリ目
チゴモズ	スズメ目
トラフズク	フクロウ目
ニューナイスズメ	スズメ目
ハチクマ	タカ目
ハヤブサ	ハヤブサ目
ヒクイナ	ツル目
ブッポウソウ	ブッポウソウ目
ホウロクシギ	チドリ目
ホオアカ	スズメ目
ミゾゴイ	ペリカン目
ミュビシギ	チドリ目

絶滅危惧Ⅱ類

(哺乳類)

和名	目名
コキクガシラコウモリ	翼手目
ヒナコウモリ	翼手目
ホンドモモンガ	げっ歯目
ヤマコウモリ	翼手目
ヤマネ	げっ歯目
ユビナガコウモリ	翼手目

(鳥類)

和名	目名
アオジ	スズメ目
アオバズク	フクロウ目
アカショウビン	ブッポウソウ目
ウズラ	キジ目
オオジュリン	スズメ目
オオソリハシシギ	チドリ目
オオタカ	タカ目
オオヨシキリ	スズメ目
オオヨシゴイ	ペリカン目
オグロシギ	チドリ目
オバシギ	チドリ目
カッコウ	カッコウ目
キアシシギ	チドリ目
キョウジョシギ	チドリ目
クイナ	ツル目
クマタカ	タカ目
クロサギ	ペリカン目
クロツグミ	スズメ目
コガラ	スズメ目
コジュリン	スズメ目
コルリ	スズメ目
ササゴイ	ペリカン目
サルハマシギ	チドリ目
サンコウチョウ	スズメ目
サンショウクイ	スズメ目
シロチドリ	チドリ目
ソリハシシギ	チドリ目
タゲリ	チドリ目
チュウシャクシギ	チドリ目
チュウヒ	タカ目
ツミ	タカ目
トウネン	チドリ目
ノスリ	タカ目
ハマシギ	チドリ目
ビンズイ	スズメ目
ミサゴ	タカ目
メボソムシクイ	スズメ目
ヤマドリ	キジ目
ヨシゴイ	ペリカン目
ヨタカ	ヨタカ目
ルリビタキ	スズメ目

10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び施行規則（抜粋）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号）

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。
- 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
- 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条

（中略）

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

- 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
- 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。）。
- 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（中略）

8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

（中略）

10 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
 - 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

(認定の実施)

第十八条の五

(中略)

- 2 都道府県知事は、第十八条の二の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 一 当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年十二月二十六日環境省令第二十八号）

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

- 第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。
- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量
 - 三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法
 - 四 捕獲等又は採取等をした後の処置
 - 五 学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法
 - 六 愛玩のための飼養を目的として、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあつては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請者が申請日以前五年の間に愛玩のための飼養を目的として法第九条第一項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量
 - 七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨
 - イ 鳥獣保護区
 - ロ 休猟区
 - ハ 公道
 - ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の特別保護地区
 - ホ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
 - ヘ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域
 - ト 社寺境内

チ 墓地

(販売の目的)

第二十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。

- 一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合
 - イ 鑑賞
 - ロ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的
- 二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合
 - イ 鑑賞
 - ロ 放鳥
 - ハ はく製
 - ニ 食用
 - ホ 羽毛の加工
 - ヘ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

(狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件)

第六十七条 法第五十八条第三号の環境省令で定める危害の防止に係る要件は、前条第一項に基づく適切な区分に従い狩猟者登録を受けることとする。

- 2 法第五十八条第三号の環境省令で定める損害の賠償に係る要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が三千万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。
 - 二 前号に準ずる資力信用を有すること。

附 則（平成二十三年五月三十日環境省令第十号）

第二条 狩猟により生ずる損害の賠償に係る要件については、この省令による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十七条第二項の規定にかかわらず、当分の間、狩猟に関する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が三千万円以上であるものに限る。）の被共済者であることとすることができる。

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十七条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が指定するものが行う共済事業の被共済者については、平成二十五年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。



神奈川県

環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)